

令和7年度

新婚生活を応援します！

(南部町結婚新生活引越支援金支給事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新居への引越費用の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに引っ越した住居が南部町にあること
- ⑤ ご夫婦ともに南部町内に住民票があること

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



引越業者や運送業者に支払った引越費用です。



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに29歳以下の場合は1世帯あたり上限60万円です。
それ以外の場合は上限30万円です。

他自治体で本事業をご利用された方の声

令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年8月公表）から、

- ① 約6割の方が住環境に係る費用に不安を感じている。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。※市町村によって対象費用、対象世帯、補助上限額等が異なります。

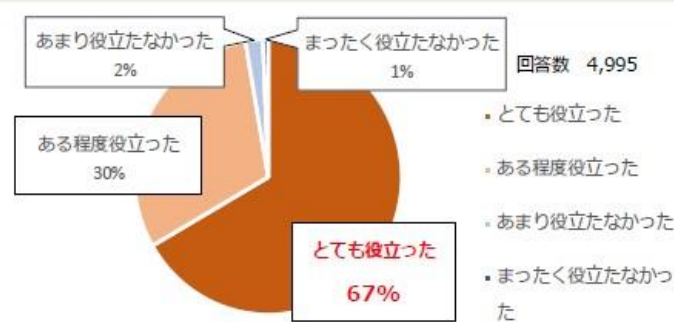


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年8月） ※内閣府調査結果より

① 経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



【自由記載欄より】

コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。



経済的な不安が大きい中、公的に支援していただけて、この街で結婚してよかったと感じました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記へお問い合わせください。
- 制度の概要については、南部町ホームページ「南部町結婚新生活引越支援金支給事業」をご覧ください。

南部町 結婚新生活引越支援

検索



【お問合せ先】

南部町役場 未来を創る課

☎ 0859-66-3113